



佐倉市指令第1111号

## 一般廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県海老名市大谷北二丁目1番46号  
氏 名 株式会社IWDアグリ  
代表取締役 杉 山 孝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

COPY

令和2年11月25日

佐倉市長 西 田 三十五



- 1 許可の年月日 令和2年11月25日
- 2 許可番号 一廃第31号
- 3 許可期間 自 令和2年12月1日  
至 令和4年11月30日
- 4 業 種 中間処理（液状飼料化）
- 5 許可条件
  - (1)事業場所在地は、佐倉市大作二丁目4番1の一部及び4番2の一部とする。
  - (2)周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないこと。
  - (3)佐倉市一般廃棄物処理計画に、積極的に協力すること。
  - (4)事故、故障等が発生した場合は、速やかにその状況を報告すること。
  - (5)一般廃棄物の処分等に関し、必要な報告を求めた場合は、速やかに報告すること。
  - (6)佐倉市及び関係機関の指導に従うこと。
  - (7)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び関連法規を遵守すること。
  - (8)許可条件及び注意事項に違反したときは、許可を取り消す。
  - (9)処分業又は許可取消しに伴う損失補償等は一切行わない。
  - (10)当該施設の処理能力は、70t/日(液状飼料化施設：70t/日)とする。
  - (11)取り扱う一般廃棄物の種類は食品残渣とする。